

質 疑 回 答 書

平成 27 年度 府営住宅用地活用事業（条件付土地売払）一般競争入札（第 1 回）

【物件番号 3 高槻芝生住宅用地 に関する事項】

大阪府住宅まちづくり部
住宅経営室 施設保全課

| 質疑 番号 | 要領の ページ | 質 疑 | 回 答 |
|----------|------------|---|--|
| 1 | — | ・南側歩道沿いに区画設定してもよろしいですか。 | ・歩道の切り下げ等、区画設定については、関連法規及び各種要綱等に基づき、高槻市と協議しその指導に従ってください。 |
| 2 | — | ・近くの汚水マンホールの土被りが1.2mですが、最低土被りは何m確保になりますか。管種はリブ管でよろしいですか。 | ・汚水管の最低土被り及び新設する管種等については、関連法規及び各種要綱等に基づき、高槻市と協議しその指導に従ってください。 |
| 3 | — | ・水路整備は全面暗渠になりますか。北側アパートからの歩行者専用の通路橋になりますか。 | ・水路については、(4)条件整備図のとおり開渠で地元自治会と協議しています。水路整備を行う部分の構造等については、高槻市と協議してください。 ・水路橋については、現状は歩行者専用となっており、新設する水路橋は現況と同等以上の構造・機能としてください。詳細については水路占用橋となりますので高槻市と協議しその指導に従ってください。 |
| 4 | — | 北側市道との接続部分はカルバートボックスになりますか。 | ・道路の構造については、関連法規及び各種要綱等に基づき、高槻市と協議しその指導に従ってください。 |
| 5 | — | 雨水は東側水路に放流でよろしいですか。または19-5の水路に放流は可能ですか。 | ・雨水排水に関しては、関連法規及び各種要綱等に従い高槻市と協議しその指導に従ってください。 |
| 6 | — | 地元合意に基づく条件一覧の地元とはどのような団体ですか。 | ・事業用地周辺の自治会です。 |
| 7 | 29 33 | 事業用地 19-5 の事業区域内にゴミ置き場を整備することになっていますが、19-5 は現況水路になっていませんか。 また、 $7.1 \text{ m}^2 + \alpha$ となっていますが α の数字はご指示いただけませんか。 | ・19-5 は水路ですが、新設するゴミ置き場は、(4)条件整備図 (P33) に示す 19-5 東側の 19-4 内の位置に設置してください。 ・ゴミ置き場の整備面積については、本事業用地を整備するにあたって高槻市開発事業の手続き等に関する条例上必要な 7.1 m^2 と事業用地北側の周辺住民がすでに利用されている分の必要面積が α となりますので、 α については高槻市と協議を行ってください。 |
| 8 | 33 | ・33ページの(4)条件整備図に市道芝生町 232 号線とありますが図面の中には記載が無く、位置が不明です。 | ・別添のとおり修正図面を公表します。 |

| | | | |
|----|------|---|--|
| 9 | 6、46 | <p>・6ページ及び46ページの(4)その他に「高槻市開発指導要綱」とありますが、「高槻市開発事業の手続き等に関する条例」と読み替えてよろしいか。</p> | <p>・ご指摘のとおりです。下記のとおり修正します。 誤) (略) 関連法規及び高槻市開発指導要綱を遵守すること。 正) (略) 関連法規及び高槻市の<u>各種条例・要領等</u>を遵守すること。</p> |
| 10 | 29 | <p>・下水河川企画課の連絡先について間違いではないか。</p> | <p>・下記のとおり修正をお願いします。 誤) 072-892-0121 正) 072-<u>674-7432</u></p> |
| 11 | 29 | <p>・【留意事項】 11. (略) 事業区域内に必要な規模(要綱上7.1㎡以上)とありますが、条例上と読み替えて良いか。</p> | <p>・ご指摘のとおりです。下記のとおり修正します。 誤) (略) 事業区域内に必要な規模(要綱上) 正) (略) 事業区域内に必要な規模(<u>条例上</u>)</p> |